

ラジオコントロール・ヘリコプター技能証規程

制定：1982年5月24日

改定：2014年4月1日

一般財団法人 日本航空協会

1. 目的

- 1・1 この規程は、ラジオコントロール方式により航空スポーツを目的とした飛行を行う模型ヘリコプター(以下「R/Cヘリ」と略す。)操縦技能について、評価の方法を定め、その操縦を行う者の技能を証明すると共に、合わせて技能向上に対する意欲を高揚し、もってわが国における模型航空の普及と発達をはかることを目的とする。

2. 技能証明

- 2・1 日本航空協会会長は、申請により、R/Cヘリの操縦技能の証明を行う。
- 2・2 技能証明は、技能証カード(C～E級は技能証明書含む)及び記章を交付することにより行う。技能証カード、技能証明書及び技能記章の様式は別表1-1、1-2、1-3に示す。

3. 技能証明の種類

- 3・1 技能証明は、次のとおりとする。
 - (1) A級 初歩的な操縦技能の証明 (技能証カード)
 - (2) B級 基礎的な操縦技能の証明 (技能証カード、記章)
 - (3) C級 標準的な曲技の操縦技能の証明 (技能証カード、技能証明書、記章)
 - (4) D級 高度な曲技の操縦技能の証明 (技能証カード、技能証明書、記章)
 - (5) E級 高高度な曲技の操縦技能の証明 (技能証カード、技能証明書、記章)

4. 申請資格

- 4・1 航空スポーツ登録の模型飛行士登録者であること。
- 4・2 本規程3・1に定める各級について同5に定める実技試験により合格判定を受けていること。ただし、技能証明は以下の★の場合を除き、A級より順に高次の級の証明を受けるものとする。
★B級はA級を省略して技能証明を受けることができる。
- 4・3 日本航空協会会長の認める者は、4・1に定める資格にかかわらず技能証明の申請を行うことができる。

5. 試験

- 5・1 日本航空協会会長は、技能証明を行う場合は、申請者が必要とする技能を有するかどうか判定するため、試験を行わなければならない。
- 5・2 試験は、実技試験(口頭試問を含む)とする。
実技試験は、「実技試験規則」(別表2)に示す。
- 5・3 試験は、日本航空協会会長の任命する試験員の監督と立会いの下で行わなければならない。
なお、D、E級については、試験員と試験員助手で行なうことができる。
* 試験員助手になれるのは、日本模型航空連盟が認定する「RCヘリコプター曲技審査員有資格者」である。
- 5・4 A級からC級までの試験は、1名の試験員で実施することができる。
- 5・5 D級の試験は、試験員と試験員助手の計3名以上で実施しなければならない。
- 5・6 E級の試験は、試験員と試験員助手の計5名以上で実施しなければならない。
- 5・7 試験の可否の判定及び試験成績の証明は、試験員が行う。
- 5・8 試験員は、すみやかに「R/Cヘリ技能証試験報告書」(別表5)を提出することによって、試験の結果を日本航空協会会長に報告しなければならない。
- 5・9 試験員の実務等については、「試験員の実務要領」(別表6)に示す。

6. 試験の免除

- 6・1 日本航空協会会長は、技能証明の申請者が、試験に定める技能について、同等以上の能力を有すると認められるときは、5・2に定める試験の全部、又は一部を省くことができる。

7. 技能証交付申請手続

- 7・1 技能証の交付(新規及び再発行)を申請する者は、「R/Cヘリ技能証明申請書」(用紙下半分は試験員が記入・署名・捺印する「R/Cヘリ技能試験合格証明書」と申請者が記入する「練習課程修了報告書」が付いている。別表3)に必要事項を記入し、記名、捺印(又は、署名)の上、日本航空協会会長に提出しなければならない。
- 7・2 「R/Cヘリ技能証明申請書」を提出する者は、日本航空協会に、別表4に示す申請料を納めなければならない。

8. 受験料

- 8・1 受験者は原則として、試験に関する費用を全て負担しなければならない。
ただし、費用の全て、又は一部について免除される場合はこの限りではない。
- 8・2 受験料が、試験の主催者により定められている場合、受験者は、その定められた金額を主催者に納めなければならない。ただし、これらの金額は不当なものであってはならない。

9. 罰 則

- 9・1 この規程に反し、又は不正行為、手段により技能証の交付を受けたものは、その資格並びに成績を取り消され、その技能証を直ちに返納しなければならない。
- 9・2 9・1に該当したものは、2年間、技能証明の受験、申請、交付を受けることができない。
- 9・3 日本航空協会会長は、技能証を受けた者が、R/Cヘリの操縦を行うにあたり、スポーツ精神に反し、非行、及び重大な過失を行った場合等は、その取り消し、または1年以内の期間を定めてその技能証明を停止、もしくは制限を行うことができる。

10. その他

- 10・1 試験の運営と安全管理は、その主催者が行わなければならない。
- 10・2 公式競技規程によるR/Cヘリコプターの競技会主催者が、その競技会とあわせて試験会を開催するときは、その競技規程に基づく運営と実施方法に従って試験会を開催することができる。

付則	1998年4月 1日改定、施行	
	2004年1月27日一部誤記訂正	
	2004年9月 1日改定、施行	
	2006年4月 1日改定、施行	
	2014年4月 1日改定、施行	法人格に「一般」追記 別表2 実技試験規則 CDE 級改定